

株式会社日本証券クリアリング機構におけるクロスマージン制度の  
対象取引拡大に伴う清算・決済規程等の一部改正について

2024年1月31日  
株式会社大阪取引所

I. 趣旨

当社は、清算・決済規程等の一部改正を行い、2024年3月4日から施行します（詳細については、規則改正新旧対照表を御覧ください。）。

今回の改正は、株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」といいます。）において、国債証券先物取引及び金利スワップ取引に係るリスクの相殺を可能とすることにより金利スワップ清算参加者等の担保負担の軽減を図る「クロスマージン制度」の対象取引拡大（金利先物取引の追加）が予定されていることに伴い、所要の対応を行うものです。

II. 改正概要

1. 金利先物取引に係るクロスマージンの申請等の取扱い	(備考)
・ 金利先物取引に係るクロスマージンの申請等の取扱いについて、国債証券先物取引と同様に定めます。	・ 清算・決済規程第4条の13、受託契約準則第14条の13、先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則第14条、清算・決済規程施行規則第3条
2. クロスマージン制度を適用している金利先物取引に係るポジションに基づく権利義務関係の消滅等	
・ クロスマージン制度を適用している金利先物取引に係るポジションに基づく権利義務関係の消滅及び当該ポジションに係る取引の整理について、国債証券先物取引と同様に定めます。	・ 先物・オプション取引口座設定約諾書第11条の2及び第12条第6項
3. 取引参加者又は顧客の未決済約定の整理を行う場合における、クロスマージン制度を適用している取引の取扱い	
・ クロスマージン制度を適用している金利先物取引に係るポジションについて、国債証券先物取引と同様に、当社が取引参加者に対して支払不能による売買停止等を行っ	・ 受託契約準則第33条、先物・オプション取引口座設定

た場合又は顧客が期限の利益を喪失した場合等における、他の取引参加者への引継ぎや取引参加者が任意で行う未決済約定の整理の対象から除外します。

約諾書第12条第1項

#### 4. 国債先物等承継に関する金利スワップ取引業務方法書の適用

- ・ クロスマージン利用者による国債先物等承継<sup>1</sup>は、クリアリング機構の金利スワップ取引業務方法書において定めるところによるものとします。
- ・ クロスマージン利用者による国債先物等バックアップ受託者<sup>2</sup>の指定は、クリアリング機構の金利スワップ取引業務方法書において定めるところによるものとします。

- ・ 清算・決済規程第4条の14第1項、受託契約準則第14条の14第1項
- ・ 清算・決済規程第4条の14第2項、受託契約準則第14条の14第2項

#### 5. その他

- ・ その他所要の改正を行うものとします。

### III. 施行日

- ・ 2024年3月4日から施行します。ただし、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、2024年3月4日に施行することが適当でないと当社が認める場合には、当該日以後の当社が定める日から施行することとします。

以上

---

<sup>1</sup> クロスマージン申請者である国債先物等清算参加者又はクロスマージン承諾者である清算参加者が破綻した場合、クロスマージン利用者が、クロスマージン制度を適用している国債先物取引及び金利先物取引に係るポジションについて、他の国債先物等清算参加者へ移管すること。

<sup>2</sup> クロスマージン利用者が、円滑に「国債先物等承継」を行う先として、あらかじめ指定する他の国債先物等清算参加者をいう。